

特定非営利活動法人（NPO 法人）の保証取扱いについて

平成 27 年 10 月 1 日から特定非営利活動法人（NPO 法人）の信用保証の取扱いを開始しました。次のとおりの取扱いとなりますのでお知らせします。

1. 対象

従業員規模が次の表に該当する NPO 法人が対象となります。なお、NPO 法人には資本金の概念が無いため、資本金の規模要件はありません。

業種	従業員数
製造業	300 人以下
卸売業・サービス業	100 人以下
小売業（飲食業含む）	50 人以下

注）雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。

2. 利用できる保証制度

自治体制度も含めて原則としてすべての保証制度が利用可能ですが、一部利用できない制度があります。

【利用できない保証制度の例】

- ・ 小口零細企業保証制度（自治体制度版を含みます）
- ・ 制度の要綱・要領等で NPO 法人を対象外としているもの
- ・ 特例保険に係る保証制度で、根拠法において NPO 法人を対象外としているもの（創業等・創業関連保証、経営革新関連保証、事業再生計画実施関連保証など）
- ・ 中小企業特定社債保証（社債発行は会社法上の会社に限られるため）

京都府・京都市やその他市町村の制度融資の取扱いについては、現在調整中です。

3. 責任共有の対象

原則としてすべての保証が責任共有の対象となりますが、一部対象外となるものがあります。なお、特別小口保険による保証（特小）も責任共有の対象となります。

【責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証の例】

- ・ 経営安定関連保証 1～6 号
- ・ 災害関係保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証

4. 保証申込時の必要添付書類

通常の中小企業者（会社・個人等）の場合に加えて、事業報告書等を提出してください。なお、今回の改正に伴う信用保証申込書等の書式改訂はありません。

事業報告書等…特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類

- ・ 事業報告書
- ・ 計算書類（活動報告書及び貸借対照表）及び財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面